

## 《令和7年度 教員免許特例法に基づく介護等体験に臨む皆さんへ》 (学生用)

### 介護等体験の実施にあたって

「介護等体験」は、社会福祉施設の協力が得られて初めて円滑に実施できるものです。学生の皆さんの「体験」を受け入れていただく施設には、ご利用者様の介護・生活支援といった本来業務があるわけですが、社会福祉施設ではいずれも「介護等体験」の趣旨に賛同し快く協力していただいております。

ぜひとも、そうした社会福祉施設の「ご厚意」を無にしないよう、漠然と参加するのではなく、実りある5日間となるように目的意識を持って取り組んでください。

### 1 社会福祉施設での介護等体験の期間

令和7年6月16日(月)～令和8年2月20日(金)

- (1) 介護等体験の期間は「月曜日～金曜日」の連続した5日間を原則としています。  
なお、病気・施設の休館等により実施できなかった場合は社会福祉施設と相談して他の日に振り替え、必ず5日間の体験を実施してください。  
※体験期間が「火曜日～土曜日」の受入施設もあります。
- (2) 体験時間は1日概ね5～6時間となっておりますが、体験プログラムの内容により社会福祉施設の指定した時間となります。
- (3) 「介護等体験」は社会福祉施設への「通所」により実施されます。宿泊は伴いません。

### 2 「介護等体験」の申込みについて

- (1) 「介護等体験申込書」(学生用)(別記1)に必要な事項をすべて記入の上、大学等の指定された期日までに提出してください。

#### 【記入における注意事項】

- ①希望地域は「市町村コード表」(別表1)を参照の上、第5希望まで記入してください。  
少なくとも第4希望までは必ず記入してください。また、記入するコードは異なる地域コードを記入してください。
- ②希望種別は「介護等体験対象施設一覧(施設コード表)」(別表2)を参照の上、第5希望まで記入してください。  
少なくとも第4希望までは必ず記入してください。また、記入するコードは異なる種別コードを記入してください。
- ③体験不可能期間は「令和7年度介護等体験調整期間」(別表3)を参照の上、記入してください。なお、「体験不可能期間」はやむを得ない理由による場合のみとします。

#### 【体験不可能として認められる理由】

- ①病気・怪我
- ②試験
- ③特別支援学校との体験日の重複
- ④慶弔関係等

- (2) 受入施設の「調整」作業は、皆さんが希望した地域・時期・施設種別に基づいて実施いたしますが、必ず希望どおりになるわけではありませんのでご承知おきください。
- (3) 体験申込みは、すべて大学等を通して行いますので、社会福祉施設や千葉県福祉人材センターに直接申し込まないようにしてください。
- (4) 体験受入先の社会福祉施設（調整結果）は大学等から通知されます。

### 3 体験費用について

- (1) 「介護等体験」に要する費用は、**8,250円**（1日当たり**1,650円**）（消費税込み）です。
  - 8,250円**のうち社会福祉施設への**体験費用は5,500円**（1日当たり**1,100円**）、千葉県福祉人材センターの**調整管理費は2,750円**（1日当たり**550円**）です。
- (2) 体験期間中の昼食代・交通費等にかかる費用については皆さんの負担となります。  
昼食代は社会福祉施設へ直接支払ってください。

### 4 体験前の準備

- (1) 社会福祉施設は「介護等体験」受入れのために前もって準備を進めております。例年、「進路変更等」による中止が多く見受けられますので、進路をしっかりと決めてからお申し込みください。
- (2) 体験前の事前ガイダンスでは、社会福祉施設の種別・役割等を理解し、体験中の基本的マナー・施設利用者のプライバシー保護について学習してください。  
また、障がいのある方とのコミュニケーションにおいて、障がい特性について正しい知識を身につけ、理解ある対応をお願いいたします。
- (3) 「介護等体験学生プロフィール」（様式 学一②）は必ず提出してください。  
提出の際には記入もれがないか確認してください。  
また、保険の加入状況については大学等の担当者に照会してください。
- (4) 受入施設によっては事前オリエンテーションを実施しておりますので、「介護等体験受入連絡票」を確認して実施日には必ず参加するようにしてください。無断で欠席することのないようにお願いします。  
※受入施設への事前連絡についても期日までに必ず実施してください。
- (5) 健康診断書や細菌検査結果表は提出するのに時間を要しますので、早めに準備するようにしてください。
- (6) 受入施設までの交通手段や移動にかかる時間を事前に確認しておいてください。
- (7) インフルエンザ・ノロウイルス感染症・O157・疥癬・結核・肝炎等の感染症についての基礎知識や感染予防策を学習してください。

## 5 体験実施について

- (1) 「介護等体験」実施期間中は、必ず学生証を携帯してください。
- (2) 体験に際しては、施設の運営を妨げず利用者の安全を守る観点からも、施設職員の指示に従ってください。また、指示内容の実施が難しい場合は職員に相談してください。
- (3) 体験期間中は社会人としての振る舞いが求められるため、施設の方々への「挨拶」や書類の提出等、決められたことはきちんと守れるようにしてください。
- (4) 体験期間中「介護等体験記録ノート」を記載し、施設職員に確認してもらいましょう。
- (5) 体験時の休憩時間につきましては、施設担当職員に直接ご確認ください。
- (6) 介護等体験に伴う事故等が発生した場合、速やかに学校の担当者に連絡してください。
- (7) 長い爪やアクセサリ等は思わぬ事故につながる可能性があります。髪・メイク・服装については介護等体験にふさわしい身だしなみを心がけてください。
- (8) 体調不良の場合は無理をせずに、施設の担当職員に相談して体験日を変更するようにしてください。  
なお、施設利用者は基礎疾患を有する方が多いので、感染症が疑われる場合は無症状でも体験日の変更を申し出てください。
- (9) 貴重品については、施設の事務室で保管あるいは鍵付きロッカーを提供していただく場合もありますが、受入施設によっては保管場所を確保できないこともありますので、原則として貴重品管理は自分自身の責任で行ってください。
- (10) 体験プログラムの実施以外のことで困ったことは、学校の担当者に相談してください。
- (11) 体験期間中、あるいは体験終了後に体験施設に対して不平不満がある場合は、学校の担当者から本会にご連絡ください。SNSへの不用意な書き込み等は控えるようにしてください。

## 6 「介護等体験」が調整した日程に実施できない場合

- (1) 原則として、やむを得ない理由を除き調整した日程で必ず実施してください。
- (2) 皆さん又は社会福祉施設の都合により予定通り実施できない場合は、社会福祉施設と皆さん（又は大学等の担当者）との間で直接スケジュールを調整し、他の日に振り替えて必ず5日間実施してください。  
また、皆さんと施設の担当者が日程調整をした場合は、速やかに学校の担当者に報告してください。
- (3) 受入施設では体験受入の準備をしておりますので、やむを得ない理由により「体験期間変更」または「体験中止」をする場合は、速やかに大学等の担当者に報告してください。部活動・サークル等の大会、発表会、留学等については、あらかじめ学校の担当者に相談しましょう。体験先である社会福祉施設の日常業務に影響が出てしまうため、直前の「体験期間変更」や「体験中止」はしないようにしてください。

## 7 「介護等体験」終了後の対応

「介護等体験」の終了後、社会福祉施設の施設長が「証明書」を発行することになっております。「証明書」を受け取ったら、皆さんの「名前」や「施設名・体験期間」等に誤りがないか確認してください。

- 「証明書」は教員免許取得申請時に必要な書類です。再発行が難しい場合もありますので、ご自身で保管する際には慎重に取扱い願います。

体験終了時には個人情報を含む下記書類等を必ず原本で返却してもらってください。もし返却忘れ（受取忘れ）があった場合、学校の担当者に相談してください。

	証明書
	「介護等体験学生プロフィール」（様式 学一②）
	健康診断書
	細菌検査結果書
	その他提出した個人情報を含む書類等

## 8 新型コロナウイルス感染症への対応について

介護等体験の実施について文部科学省から「実施にあたっての留意事項」等の「通知」があればこれに準ずるものとします。

また、令和5年には感染症法上の位置づけが第5類に引き下げとなりましたが、令和6年度の体験でも、社会福祉施設内でクラスターの発生も多く見受けられました。

つきましては、マスクの着用、手指の消毒及び感染リスクの高い行動は控えるなど、基本的な感染症対策の徹底をお願いいたします。

- 体験実施に先立ち、施設内の状況によっては体験開始前・体験中の検温・健康チェック（発熱・頭痛、咳・咽頭痛、息苦しさ、味覚・嗅覚障害等）・抗原検査等を求められる場合があります。
- 受入施設への事前連絡では受入要件の再確認をお願いいたします。当初の受入要件と異なる場合がありますことをご承知おきください。

### 【最後に必ず目を通してください】

- 社会福祉施設は、ご利用様が生活や就労・生活訓練を行う場です。その生活等を乱し、利用者の方々の人格や尊厳を傷つけないよう、最大限の注意を払うようにしてください。
- 皆さん自身のふるまいで、今後体験される後輩の皆さんの体験受入れが難しい状況とならないように、挨拶やふるまいには気を付けましょう。
- 体験中に施設内で知り得た施設のことや、ご利用様の個人情報及びプライバシーに関わる情報を、**外部へ話したり、写真や録音等で記録に残すことは絶対にしないでください。**